平成２４年（フ）第１２６８号
埼玉県川口市大字藤兵衛新田236番地　カレント綾瀬201号室、旧住所さいたま市南区曲本１丁目20番20―306号
破産者　溝尾　寿雄
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７２５号
埼玉県川口市芝４丁目29番14号、旧住所埼玉県川口市北園町42番27号
破産者　松谷　健史
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８６２号
埼玉県志木市柏町５丁目11番20―101号
破産者　庄司乃企弘
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８９号
さいたま市見沼区大字南中丸963番地10、旧住所埼玉県川口市大字藤兵衛新田77番地
破産者　三橋　　清
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４２７号
神奈川県秦野市南矢名711番地の32
破産者　真壁　　治
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１２２号
長野市南千歳２丁目21番地１
破産者　久保田　晃
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５８号
長野県飯山市斑尾高原11492―196　ホテルサンパティック斑尾内、住民票上の住所長野県中野市大字吉田1203番地４
破産者　山口よし江
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３４号
長野県木曽郡木曽町日義148番地
破産者　百嶋　弘文
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３４号
三重県桑名市野田６丁目10番地１　パストラルＡ棟102号、前住所長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口2091番地180
破産者　稲垣　武男
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第５０号
東京都墨田区石原１丁目19番５号　エーミン両国501号、開始決定時の住所岐阜県下呂市小坂町小坂町728番地
破産者　岡﨑　秀典
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
静岡県賀茂郡西伊豆町仁科2819番地の１
破産者　堤　　昇
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第２１４０号
尼崎市杭瀬北新町１－３－７　レオパレス杭瀬北新町Ｉ203号室、開始決定時鳥取県米子市福市595番地４
破産者　北村　卓也
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５３６号
大阪府八尾市東山本町１丁目16番21号、前住所大阪府八尾市長池町３丁目17番地の１
破産者　グリーンリフォームこと　小島　孝雄
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９０３号
大阪府門真市石原町１番７号　レジデンスＭＭ105号、前住所大阪府門真市大橋町19番21号
破産者　宇都宮仁惠
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７６４号
大阪市淀川区東三国２丁目29番12号　メゾンエスト203号
破産者　関口　修一
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０４号
大阪府豊中市北条町３丁目14番25号、前住所大阪府豊中市浜２丁目20番28―503号
破産者　ハヤショウ建設こと　林　　敏彰
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５４号
大阪市西淀川区御幣島１丁目４番１―904号
破産者　フォルテプランニングこと　髙原　幹雄
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７８号
大阪府吹田市山田西３丁目52番Ｃ―220号
破産者　小酒井敏雄
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部